

身体的拘束最小化推進体制加算に係る掲示事項

【身体的拘束に係る基本方針】

高浜豊田病院では患者の人権を尊重し、環境を整えて身体拘束は行わないことを原則としております。

緊急時やむを得ない場合の拘束は、切迫性・非代替性・一時性の3要件をすべて満たす場合にのみ行います。

【身体的拘束最小化のための取り組み】

(1) 身体拘束を行わざるを得なくなっている原因を特定し、その原因を除去するために必要なケアを実施する。以下の「ケアの3原則」を踏まえた取り組みを行う。

① 身体拘束等を誘発する原因を特定し除去する。

(i) 患者の行動には、必ずその人なりの理由や原因があり、ケアする側の関わり方や環境に問題がある事もある。そのため、その人なりの理由や原因を徹底的に探り除去するケアを行う。

② 5つの基本的なケアを十分に行い、生活のリズムを整える。

(i) 起きる

(ii) 食べる

(iii) 排泄する

(iv) 清潔にする

(v) 活動する（アクティビティ）

③ よりよいケアの実現を目標とする。

(i) 身体拘束最小化を実現していく取り組みは、院内におけるケア全体の質向上や療養環境の改善のきっかけとなる。身体拘束最小化を最終ゴールとせず、身体拘束を最小化していく過程で提起された様々な課題を真摯に受け止め、よりよいケアの実現に取り組んでいく。

(2) 身体拘束最小化に向けて実践する具体的ケア

① 患者の個別性を考慮した身体拘束最小化に向けたケアを実施する。

② 身体拘束の対象となる具体的な行為に対し、身体拘束を最小化するための工夫を実施する。

【身体的拘束の実施状況（直近3か月）】

算定入院料：地域包括ケア病棟入院料Ⅰ

	R8.6	R8.7	R8.8	直近3か月合計
① 当該入院料の延べ算定日数	1000	1018	917	2965
② ①の内、身体的拘束実施日数	0	0	29	29
③ 身体的拘束実施割合 (②／①)	0%	0%	3.06%	0.98%